

国家輸出加工区審議会 (CZPE)

執行局 (SE)

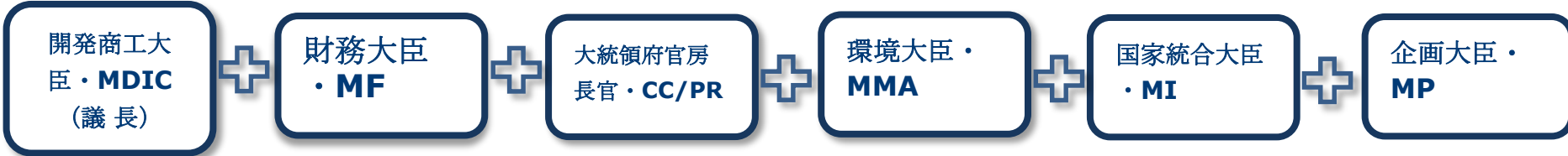
ブラジルZPE制度の現状と 法的根拠の改正案について

CZPE 執行局長

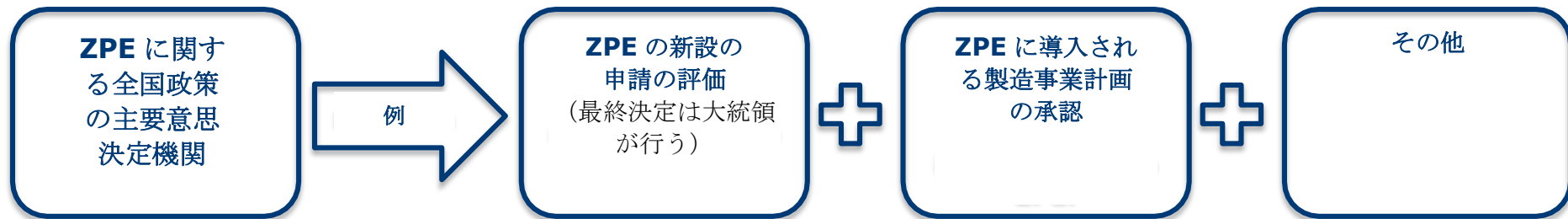
タイーゼ・ペレイラ・ペソア・ドゥトラ

ブラジル日本商工会議所 (於サンパウロ 2016年6月17日)

⇒ **CZPE** : 各大臣からなる国家審議会



⇒ **CZPE** の活動 :



ZPE - 定義と目的

ZPE 定義

輸出加工区（ZPE）とは、輸出を主体とした製造業区域（輸出売上80%以上）で、保税管理（一種保税区）が行われる特定区を意味する。



ZPE 目的

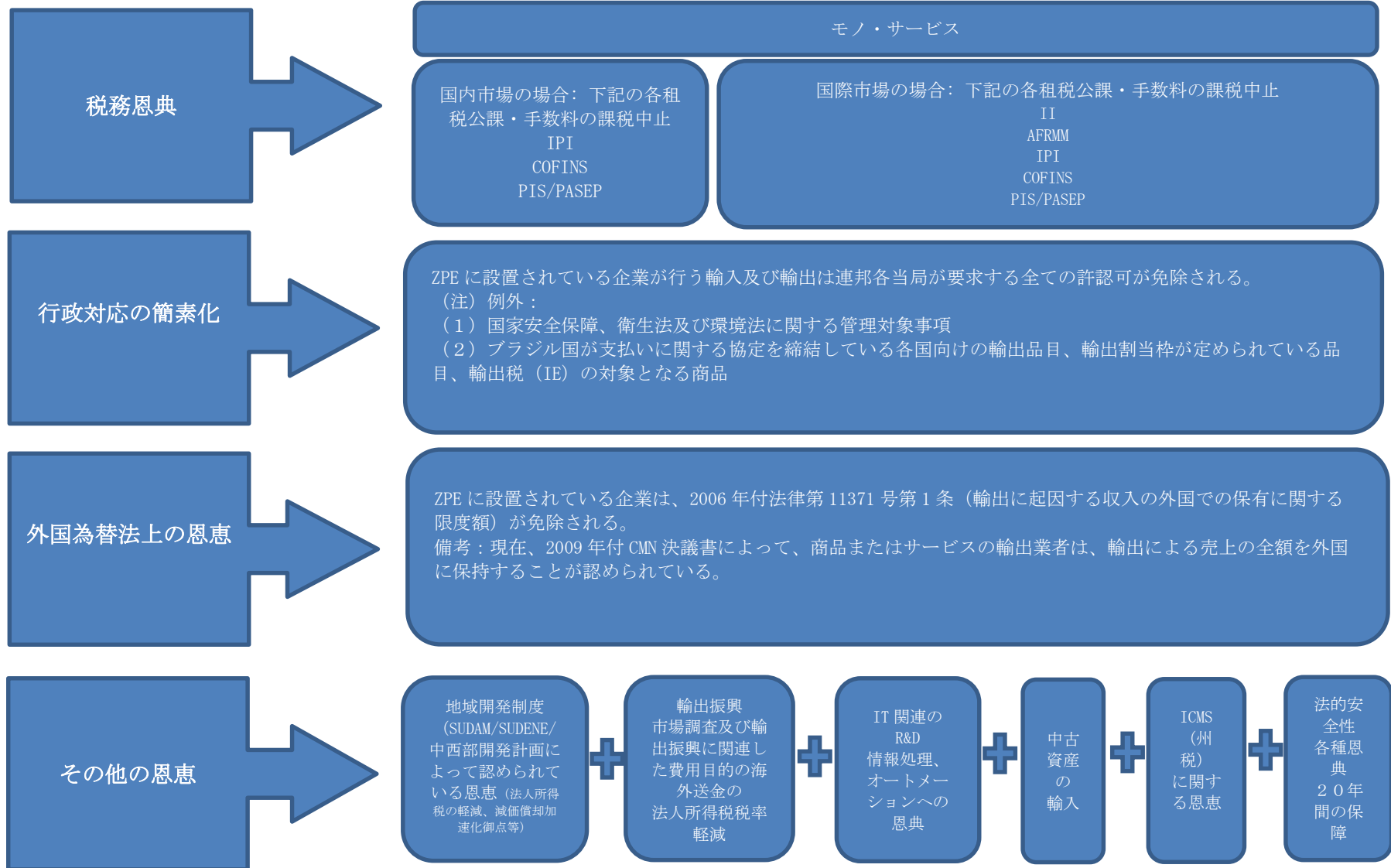
外資の誘致及び国際収支の強化

雇用創出及び国内地域格差の緩和

技術普及の推進

国の社会経済開発

ブラジル ZPE の主な恩恵



輸出加工区 - 国際事例

広範囲な
実用



EUA



COLÔMBIA



CHINA



OMĀ



URUGUAI

1986年、輸出加工区は47か国、176か所あったが、2006年には130か国に3千5百か所登録されている（出所：国際労働機関・ILO）

輸出加工区及び同種の特区は全世界に2千億ドルの輸出を、また4千万件の雇用を創出（出所：外国投資アドバイザーサービスFIAS 2008）

形態は
多種多様
(実例集)

- 政府が監督を行う特定の閉鎖区域
- 付加価値品目の輸出が中心



Comilla EPZ (Bangladesh)

- 投資誘致用の経済特区
- 業種は多様



Shenzen/ China - 1980



Shenzen/China - Hoje

- 多角的な経済活動拠点
- 物流、貿易、国際投資支援



Dubai



Cingapura

共通点

国内の内部における地理的に限定された特別地区



国内のその他の地方とはビジネスルールが異なる



投資の誘致、魅力の発揮（貿易・投資・税関規定の差別化）

ZPE - 現状 & 展望

LOCALIZAÇÃO DAS ZPE NO PAÍS



ブラジル全国の承認済み ZPE は 25 カ所

実装操作中の ZPE : 18 州 19 カ所

ZPE の進捗度はそれぞれ違う段階にある。

アクレ及びセアラの両 ZPE は連邦税務当局から保税
区扱いを受けている。

承認済み製造事業計画書を有する ZPE は以下の通り。
アクレ (4)、ピアウイ州パルナイーバ (4)、セアラ (4)

AC: SENADOR GUIOMARD
BA: ILHÉUS
CE: PECÉM
ES: ARACRUZ E VILA VELHA
MA: SÃO LUÍZ
MG: TEÓFILO OTONI E UBERABA

MS: CORUMBÁ E BATAGUASSU
MT: CÁCERES
PA: BARCARENA
PE: SUAPE
PI: PARNAÍBA
RJ: ITAGUAI

RN: ASSU E MACAÍBA
RR: BOA VISTA
SC: IMBITUBA
SE: BARRA DOS COQUEIROS
SP: FERNANDÓPOLIS
TO: ARAGUAINA

MDIC/SECZPE: INFORMAÇÕES BÁSICAS E LEGISLAÇÃO DAS ZPE

今後の展望

ZPE など輸出加工区
の国際的な近代化



ブラジル ZPE 制度の事
業化開始



ブラジル ZPE 制度の
改良

CZPE/SE の先駆的事業

セアラ ZPE



空中撮影



正面入り口



倉庫



警備システム



製造事業 (2015年10月現在)

アクレ ZPE



空中撮影



事務棟・倉庫



正面入り口



重量計



管理局・RFB/MF 棟



倉庫

ピアウイー州 パルナイーバ ZPE



空中撮影



RFB/MF 施設



管理局



倉庫の工事



電力化



製造所建屋



製造所建屋



製造事業所計画

ブラジル ZPE 制度の法的根拠

1998 年

1998 年付法律第 2,452 号
(廃止)

- ❑ 輸出義務率 = 100%
- ❑ 関心事項 = 品目の加工
- ❑ 設置された ZPE 数 : 12 カ所 (「旧 ZPE」)
- ❑ インフラ整備は完成したが、4 カ所は税関当局 (保税) の確定的な承認は得られなかった。
- ❑ 製造事業計画書は CZPE が審査 (最終承認はせず)

2007 年

2007 年付法律第 11,508 号
(現行法)

- ❑ 輸出義務率 = 80%
- ❑ 関心事項 = 品目の加工
- ❑ 設置された ZPE 数 : 13 カ所 (「新 ZPE」)
- ❑ アクレ、セアラの両 ZPE はインフラ整備が完成し、関税当局の保税区画が存在。
- ❑ ピアウイ州パルナイーバ ZPE は工事完成・保税扱いが間近になっている。
- ❑ セアラ ZPE は既に操業を開始している。

ZPE の法的根拠の改正案

2013 年付上院法案第 5957 号 ・ 基本情報

元法案

2011 年付法案第 764 号
(バイーア州 PSB 党上院議員リッジセ・ダ・マタ議員)

現状

上院 可決済み

下院

(2013 年付法案第 5957 号)

全国統合、地域開発及びアマゾン地方開発委員会 (CINDRA) : 審査済み
経済開発、工業、商業及びサービス委員会 (CDEICS) : 審査済み
財務・税務委員会 (CFT) : 審査済み
憲法・司法・市民権委員会 (CCJC) : 審査中
意見書報告議員の報告書承認待ち

展望

緊急審査申請

CCJC
(承認)

下院 本会議
投票

上院

大統領 承認・拒否

ZPE の法的根拠の改正案

2013 年付上院 法案第 5957 号の主要な提案

- **ZPE** 制度に役務提供業（サービス業）を追加すること（役務提供の定義は **CZPE**・**NBS** の決議書に定める）
- 輸出義務率を 80% から 60% に低減（**IT** サービスの場合は 50%）
- **RFB/MF** の排他的範囲を除き、**2007** 年付法律第 **11508** 号の規定不履行の場合の罰則を明文化すること
- **ZPE** 企業の支店設立禁止や、他社への出資禁止を廃止すること。
- 国内市場への販売の遅延罰金の義務を廃止

ZPE の法的根拠の改正案

2013 年付上院 法案第 5957 号の重要な効果を与える提案

- **ZPE** 企業は **2007** 年付法律第 **11508** 号に定められていない恩典は禁止される」旨の規定の廃止
- **CZPE** が **ZPE** 制度の利用期間の延長を認可できるようにさせること
- 税領域のみを貨物の保税倉庫として認めるようにさせること
- 保税倉庫への入庫前に納税義務の中止が許可され、**ZPE** の満期到来、**ZPE** 制度の享受申請の却下あるいは取消の場合に納税義務が発生するよう規定を改正
- **ZPE** の設立は開発が遅れている地方のみという規定が撤廃

ZPE の法的根拠の改良

2013 年付上院 法案第 5957 号のその他の提案

- ❑ ZPE 制度の対象権利を逸した後でも、ZPE 領域内で事業所の存続を認めること。
- ❑ 製造工程に利用されない資材に関する制度廃止の法的規定を定める
- ❑ ZPE の管理企業は、独自の判断により、ZPE 制度の恩典を利用しない企業でも、ZPE に設置された企業の機能を支援・向上する効果がある企業の ZPE 領域内の設置を認めることが出来る許可を与えるようになる（例：飲食店、軽食店、銀行支店など）
- ❑ 商社（トレーディングカンパニー）軽油のいわゆる関節輸出額を、輸出義務の計算に利用することを認める
- ❑ ZPE 制度の承認企業は、ZPE 内外を問わず、他社に特注品に限り委託加工を発注することを認める

ZPE の法的根拠の改良

2013 年付上院 法案第 5957 号のその他の提案

- ❑ SUDECO 恩典の利用を認める
- ❑ Reintegra 及び社会保障手数料の総売上計算を認める
- ❑ 仮想輸出の想定を盛り込む
- ❑ ZPE 制度の対象権利を逸した後でも、ZPE 領域内で事業所の存続を認めること
- ❑ モジュールごとの保税倉庫入庫を認める
- ❑ 下限投資額の義務の撤廃
- ❑ 現行法の「国内製造業への影響」の監理の仕組みを定めるという法律の文言を「国内経済への影響」に改める
- ❑ ZPE の工事開始期限を 48 カ月から 24 カ月に短縮すること
- ❑ ZPE 管理局は民間企業が行うことを認める
- ❑ 制度の恩典保障期間を 20 年間に確定すること
- ❑ 港湾を持たない州都の場合、RFB に対してその州都に関税物流製造センター（CLIA）の設置を認めること

ZPE の法的根拠の改良

(2013 年付法案第 5957 号) のその他の提案

□ 追加の租税公課の減免提案

- 農業加工にかかる社会保障手数料 (CPA)
- 技術の輸入の対価送金にかかる CIDE
- サービス輸入の支払いにおける為替取引にかかる IOF
- ZPE 制度の認可を受けた企業が精肉加工を行う場合、その動物の仕入れ

- ZPE 制度の認可を受けた企業向けの建設材料の仕入れ
- ZPE 制度の認可を受けた企業の固定資産用の工事向けの役務提供の仕入れ

- 農工業の原材料として利用される、修復、生産、栽培または養殖用の原材料の仕入れ
- 性能、耐用または機能試験の検体となる物品の仕入れ
- 製品の開発に利用される物品の仕入れ

国家輸出加工区審議会（**CZPE**） 執行局（**SE**）

■ 所在地：

ブラジル国連邦区ブラジリア市省庁遊歩道 J 棟 100-C
号室 郵便番号 70053-900 Esplanada dos
Ministérios, Bloco "J", Sala 100-A Brasília-DF,
CEP 70053-900 Brasil

■ 電話番号:(61) 2027-7499/7528/8396

■ ファクス番号:(61) 2027-7016

■ 電子メール:seczpe@mdic.gov.br

■ ホームページ: www.mdic.gov.br